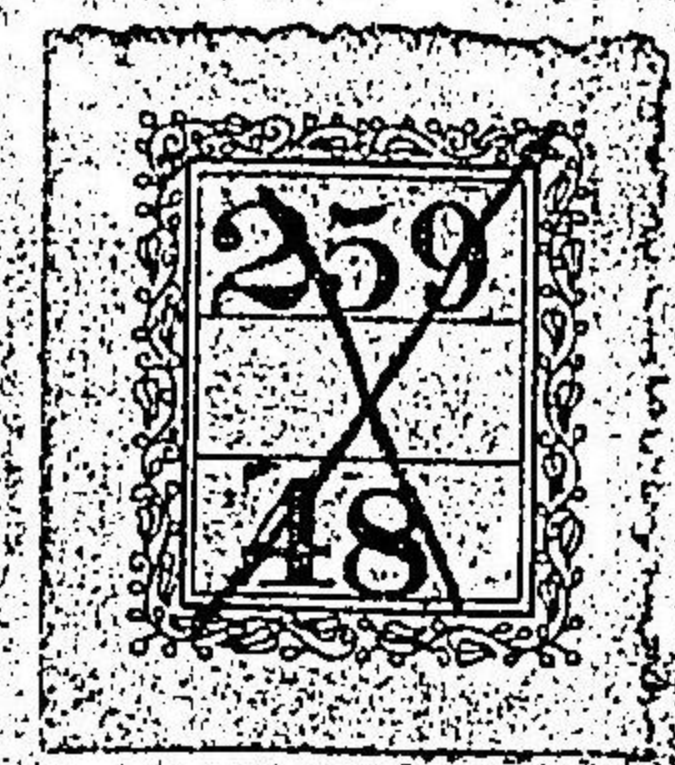


特 71

979

 * 明治四十一年 *
 * 十月十三日 *
 * 詔書大意 *



301522-001-9

特71-979

詔書大意 明, 41. 10. 13

加茂百樹 / 編

M42.1

AAE-0001



特ク / 979

詔書

朕惟フニ方今人又日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ

其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト

ニ永ク其ノ慶ヲ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文

明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙

淺ク庶政益々興張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉

産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠

メ自疆息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳

トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ



本近クスニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼
ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶
幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

詔書大意

賀茂百樹謹述

甚恐懼に堪へぬ次第であります、この

詔書を御句毎に段毎に分ちて、

御主意のある所を謹述致さうと思ひます。

詔書

詔は公式令義解に臨時ノ大事ヲ爲レ詔、尋常ノ小事ヲ爲レ勅とありて、非常のことには詔の字を用ゐられ、尋常のことには勅の字を用ゐらるゝ古の例である。今にても、大凡、これによらせられてあると奉察する。公文式によるに上諭を以て公布せらるゝには勅令と云うて、勅の字を用ゐらるゝことゝなつて居る。これは尋常の法律命令であるから勅語とは違ふが詔の方が勅より重いことを知るがよい。宣戦の時などの如き大事のことは詔勅とある。今回御下し遊させられし、このおほみことには詔書とある。國家の前途にかゝる最大事のことであるから、重き大御心のある御事と承知すべきことである。而して、詔書とか勅書とか宣命とか又は勅語とか勅諭とか書かせられても固有の國語で申す時は、おほみことゝ申すので有る。この大御言は宣り聞かすもので

あるから、みことみことのりと云ふ。命みことと云ふ文字も口と命との二合字で、かくせよと口で令おほする意で有る。古は天皇の大御言を承うけたまはつて居る人を見みこともちと云ひ、大御言を宣のり聞きかする使をたほみことづかひと申して居つた。みこともちとは天皇の大御言を身に受け持ちて政を處理するからである。詔みことばの字義は、教也、導也とも、詔みことば、昭あきら、人暗しん不レ見レ事レ宜レ則チ有レ所レ犯ス以レテ此レ示ス之ヲ使ニ昭然知ラ所レ由也ともある。秦しん始皇しやうわう廿六年に天子の制令せいれいに此字を用ゐることに定まつたのを、そのまゝ我國わがくににても用ゐらるゝことゝなつたのである。

新聞紙などに、此詔書の御事を成申詔書と申して居るのが有るが、これは誰人が云ひ始めたのか。明治四十一年の支子はこによつて斯く申すのすれば、一向いっかう、いはれのないことである。又、勤儉詔書きんけんせうしよとも申すものが有るが、これは自ら要求する所が有るから

斯く申すので有うが、これ亦衆盲象しやうまうしやうを探ぐるの喩たとへの如く、聖詔の一端を伺うて申すので、甚恐れ入つたことゝ思ふ。この他、世局せききうに關する詔書。國運發展の詔書。福利増進の詔書。などゝも申しますが、これはわるくは有りませぬ。この詔書は目下の世局に對し國民の心得方こころのかたを詳つぶさに命示せられしものにて、國運の發展をはかり、國家の福利を全うせんことを期し給ひしもので有るから、先づ、其う申すがよからうと思ふので有る。

世にこの詔書を拜述はいじゆつするもの、多く勤儉力行の物質的のみを主として布演ふえんする人が多いうやうで有るが、それは末すまのみを申すので有る。皇祖の遺訓と歴史の成跡とを恪守する精神、即ち、大和心が「國運發展ノ本、近ク斯ニアリ」と示されてあるから、これを恪守する精神が本なることを、よく承知せねばならぬ。精神と、物質と、その一つを

欠いでは國家は危險に陥ることは次に御本文にて申すこととする。

さて曾て皇后陛下の詠ませられし「國民を、あはれみ給ふ、一言の、玉の御聲ぞ世にひびきける」と云ふ御歌が有るが、實にこの詔書は國家國民を思召し給へる 陛下の玉の御聲である。この玉の御聲が國民に謹守せられて津々浦々、馬の爪のいつくす極み、舟の舳のいたる限り、國のはてへ、島のすみへまで鳴り亘り響き徹らむことを願うて止まぬのである。實に今日は第二の維新とでも申すべき時であるから一大奮發を爲ねばならぬ。

而して詔書に對して心得置くべきことがある。外でもない。君と臣との間に於ける溫い關係である。外國に於ける君臣間の關係は、政治的法律的であつて、君主は其臣民を政治上法律上の被治者であると見られ。臣民の君主を仰ぐにも亦同じく君主は政治

上法律上の治者たりとして居るので有る。そう云ふ間柄で有るから、臣民はその觀念を以て君主を尊敬し、君主も亦その觀念を以て臣民を愛せられて居る。こう法律的政治的で双方相愛し相敬するは、法律上政治上から之を觀れば美には相違はないが、我國の君臣間には此上に猶世界獨特のものがある。即ち家族的關係と、道德的關係が此兩者の間を膠着して居るのである。丁度、吾が父を見るに民法上の親權を行使するものとのみ思ふことの能はざるが如く、我君主を見奉るに政治的法律的の意義に於ける治者とのみは思ひ奉らぬのである。それは君臣の義にして父子の親を兼ねたる我大和民族の族父とましますからで、族子たる我々臣民は族父とまします君主に對して至崇至高の念を以て仰ぎ奉つて居るのである。楠正成朝臣の「身の爲に、君を念ふは、二心、君の爲にと身をは思はで」の如く臣民はわが一身を忘れて赤き清き精神を以て君主の

前に捧げ、君主にたかさせられては『冬深き、ねやの衾を重ねても思ふは賤が夜寒なりけり』と御身を忘れ給ひて臣民を子愛し給ふのである。實に我君臣は外國君臣の如く權力服従の關係から起つたのではなく、仁慈愛着の關係が基礎となつて居るので、憲法や法律などはその後にて始つたこと、恰、親子の間に愛と敬とが有つて後に民法を制して親子の權利義務を規定したのと同じことである。そう云ふ關係がある處よりして我 陛下の大御言は最温かに、最情ある深き大御心の底より湧き出たる玉の御聲で有る。外國の君主のはこれとは違つて居る。形式も内容も概して一種の政治上の意見書とでも云ふべきで有るそうなる。わが國民たるもの、よくこの道理を覺りてこの心掛けを以て、詔書に對し奉りて、政治上の良心と道德上の良心とを指導し給ふ陛下の大御言を奉躰せねばならぬ。

朕。惟フニ、方今、人文、

朕とは我と仰せらるゝと同じ。天皇の臣民に對せらるゝ時の御自稱には、朕と宣り給ふことである。古は、支那にて貴賤皆朕と稱せしを、上の詔の字と同じく秦始皇と云ふ王の代に、至尊の自稱に、定めし以來、我國にても漢字を使用せらるゝまゝに、天皇の御自稱にはこの字を用ゐて朕とのり給ふのである。惟は思の字と同じ。方今。今の時に方りなり。人文。易に觀ニ乎天文ニ以察ニ時變ニ觀ニ乎人文ニ以化ニ成天下ニとあり。文とは詩書禮樂を云ふとある。文の字義は、善也、美也、とも註して有る字で、衆衆を會せたるものを文と云ひ、衆字を集めたるものをも文と云ふが如く、人類が社會を組織して其社會に、智徳相行はれて條理燦然たるものを人文と申すので有る。即ち、人類の文明と云ふ意で有る。世の文明を説くもの。物質の進歩をのみ見て、之を文明

と思ふは未だ眞の文明を知らぬので、それは皮想の文明である。眞の文明は、道德なり、學術なり、法律なり、産業なりが、うまく發達進歩して出來たものでなければならぬ。如何に物質は進歩して居ても、その精神が禽獸に近ければ野蠻である。そこで眞の文明は、外、物質を緯とし、内、道德を經として、組織したる社會の善美なるものを云ふのである。

日ニ就リ、月ニ將之、東西、相倚リ、彼此、相濟シ、

詩、周頌に、日就月將と云ふ語がある。就は成と同じく、將は進と同じ義で有る。世界の大勢は屢々乎として進み。日に月に學術は開け、機械は發明せられ、物質の進歩に匹敵して智識も着々歩武を進めつゝあるのである。東西とは東洋西洋の國々を宣うたので、明治元年の正義直諫 詔 にも、「皇國一体、東西同視」とのらせられてある。

倚と云ふ字は、机に倚る、瑟に倚るなど云ふ時にかく字で、もたれよる義である。そこで字書に、恃也ともある。一つでは立たぬ二つ以上すがりもたれよつて立つ意である。彼此とは、彼と此で、二國以上で始めて彼此の關係もできてくる。濟とは、成也、助也、止也、ともある字で、相共に助け成し遂げる意である。凡て物は一つでは立つものではない。況して人でも國でも兩者相互に交易補足して相立つものである。東洋の道德、西洋の智識の如き、長短有無は國にも人にも其れ其れ有るものであるから、相倚り相助けて其間に始めて利益と云ふものは出來るもので有る。人はこの理をよく承知せねばならぬ。

以テ、其、福利ヲ共ニス

福利とは幸福利益である。抑、人世の最大目的は福利の一に歸するのである。而して

その眞の福利と云ふべきは國家の福利である。そこで一己の福利を計るにも國家の福利となす者でなければならぬ。自己が万金を積んで居つても、國家が外辱を受けたり、蹂躪せられては無益である。福利を保護する國家が確實でなければ安心はならぬ。そこで自己は國家の一分子で、その分子が集つて國家をなして居ることを忘れてはならぬ。自己一身の幸福利益はやがて國家の幸福利益に貢献する考を以て、事に勤めねばならぬ。國家にして、凶禍のみなりせば、その國民の患苦悲酸は甚しいものである。謹でこの詔書を拜讀するに福利がこの詔書の大眼目となつて居る。而して陛下にはこの福利を各國と平等に受け賜はんと望ませ賜ふも、單らわが國民を思召す御心からである。斯く陛下の國民を思はし給ふ御事は、二六時中、更に御忘れになることは有らせられぬ。それは憲法發布の御告文に、『八州民生ノ慶福ヲ増進スベシ』、同發布

の勅語に、『國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ』、同詔勅『朕ガ親愛スル所ノ臣民ハ即チ祖宗ノ惠撫滋養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ト其康福ヲ増進シ』、また八年七月元老院開院式勅語に『爾等、各乃ノ心力ヲ一ニシ乃ノ職任ヲ盡シ允ニ上下ノ康福ヲ圖ラバ實ニ國家無疆ノ休ナリ』、などある。これらを拜讀して陛下が人民の康福を思召す御事を拜察すべきである。歷代天皇に於かせられても又これと御同様で雄略天皇の詔に、『欲レ令下普天之下永保安樂』と宣らせられたる、また、龜山天皇の『すべらさの、神のみことを、受け嗣ぎて、いやつきくに、世を思ふ哉』後醍醐天皇の『世治り、民安かれど、祈ること、我身に盡きぬ、思ひなりけれ』また『身にがへて、思ふとだにも、知らせばや、民の心の、治めがたさを』光嚴天皇の『てり曇り、寒むき暑きも、時として、民に心の、やすむ間もなし』、後嵯峨天皇の『中々に、人よ

り物と、思ふ哉、世を思ふ身の、心づくしは「などの御製によりて臣民のうへを思はし給ふことの一樣ならぬ御心のほどを知るべきである。

以上がこの詔書の第一段である。御主意を伺ひ奉るに、人類世界の文物は日に月に成就し進歩して、例に引かば、蒸汽機が發明されて以來百四十三年、その世界に傳播して目下動力の使用せらるゝ額、實に入千万噸の高きに及べるが如き、電氣機の創製せられて以來二百三十五年、電力光線の使用せらるゝもの其幾許なるを知らず、電話、無線電信の發明より、エツキス光線、遠隔離寫眞の發明となれるが如き、其他、各種の文明の利器と學術とは互に發明せられ互に利用せられて、諸國共通にその恩恵に浴し相倚り相助けて其福利を共にして居るのであるとの御意である。さてその福利は如何にして得べきか、世界の平和に由らねばならぬ。世界の平和は如何にして得べきか。

これは次の段に委しく明示せられてある。抑、我國は五十年前迄は東洋に閉籠つて鎖國の夢を見て居つた。そこで文明の利器を使用することは出来なかつたが、今は世界の一等國に列し、文明國と相伍して、争うて最新の利器を使用しつゝある。斯く我國が泰西の文明に接觸せしは僅々四十年前のことで、此四十年間にどうしてこの驚くべき進歩をなしたかと云ふに、決して偶然ではない、恐くも我允文允武なる 陛下が明治元年に、我國未曾有の變革を爲さんとして五ヶ條の御誓文を發せられ、天地神明に誓ひ大に此國是を定め、万民保全の道を立て給ひ、智識を世界に求め給ひし結果である。實に聖恩無量と申し奉るの外はない。

朕ハ、爰ニ、益々、國交ヲ修メ、友義ヲ悖シ、列國ト與ニ、永ク、其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス」

修は飾也、聳也、理也とある字で、万國との交際をうまくをさむることを國交を修め
 と宣らせられたのである。惇は敦厚也、信也、とある字で、友邦としての親義を敦厚
 ならしむることを友義を惇しと宣り給ふたのである。即ち使臣を駐在せしめ、吉凶禍
 福を慶吊せしむる類を仰せられたのである。慶は福也、善也、とある字で、よろこび
 である。其慶とは前段に宣給へる福利をさして申されたのである。期は待也、とも必
 也、とも猶要とも、時也、契約也などともある字で、時を約して待つ義である。

この一段の御主意は、福利の増進は世界の平和に由らねばならぬ、世界の平和を保つ
 には、國と國との交際を修め、友誼を厚うして親密にせねばならぬ、それ故 陛下に
 は益々友邦の交を敦くして、列國と共に福利の慶に頼らむことを覺期すと宣給ふた
 のである。國民たるものはこの大御心をよく奉戴せねばならぬ。日露戦役中の御製に

『四方の海、みな兄弟と、思ふ世に、なぞ仇浪の、立さわぐらむ』と詠ませ給ひしは、
 餘義なく露國と戦端を開くに至つたことを御嘆息あらせられたのである。それは三十
 七年二月の宣戰の詔勅に『惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ
 安全ヲ將來ニ保障スベキ事態ヲ確立スルハ、朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ、且暮敢テ
 違ハサラシコトヲ期ス。朕ガ有司モ亦能ク朕ガ意ヲ体シテ、事ニ從ヒ列國トノ關係
 年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル。今不幸ニシテ露國ト戰端ヲ開クニ至ル。豈、朕ガ
 志ナランヤ』と仰せ出されたので、よく拜察することが出来る。陛下に置せられては
 常に平和を以て御心とせらるゝことは申すまでもないことで二十七年八月、清國に對
 する宣戰の詔勅にも『惟フニ朕ガ即位以來茲ニ廿有餘年の文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、
 事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努

カセシメ、幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ。何ゾ計ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ル、我ニ對シテ著々隣交ニ戻リ、信義ヲ失スルノ舉ニ出ントハ。」と宣り給うてあるにても承知するがよい。陛下が斯く平和の爲に叡慮を惱ませらるゝことを拜察して、四海兄弟の心得を以て各國民、各親善の誠を盡したならば、戦争といふ悲酸なる不祥のことはない。外國と親善なる交誼をなすは、只々福利と云ふ人世最終の慶を共にせんとの目的である。今日は昔日とは異り、朝鮮支那の一局部の交際だけでは濟まぬ。東西彼此相倚り相助けて益々友誼を悖うして交際をなし、和氣霽々たる平和の間に互に文明の利器を利用して人世最大の目的たる福利を享受ねばならぬ。而してその福利の慶を得て惠澤を共にせんには如何に爲すべきか。次の段に委しく教示せられてある。

願ミルニ、日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ

内、國運ノ發展ニ須ツ

日進の大勢とは日々に進歩し變轉する社界の一大趨勢を云ふ。伴は、侶也、依也、陪也、とある字で、俗につれてと云ふが如し。惠は、賜也、澤は、潤也、とあり。内と我國をさす。國運とは、國家の運命である。天の運行して息まざるを天運と云ひ、時の流轉して止まらざるを時運と云ひ、人類社界の組織せる國家の移徙を、國運と云ふ。仍て運は轉輸の宜きを得ば好運となり、運用の宜しからざるを得ば不運となる。諸氏よ、諸氏の一身には自己の運がある。自己の幸福を得んとすれば、自己一身の運を回轉させねばならぬ。發展とは、發は起也、揚也、舒也、開也、進也、興也とあり。展は、開也、舒也、陳也、などある字で、ひらきのぶることである。須は、待と同じ。需也、求也、ともある字で求め待つ意である。

この一段の御主意は、既に友邦と共に福利の慶に頼らむことを期すとのり給ひしを以て、如何にしてその福利の慶をば得べきかと回顧し給ふに、社界の一大趨勢は一大車輪が大回轉をなしつゝあるが如く、日々に駸々乎として進歩しつゝある。わが國民もその進歩の大勢に従伴して、文明の恩惠潤澤を共に受けんには、内、我國家の幸運の發興し開展することを需めねばならぬ。國運が幸運に向へば最大目的たる國利民福を得ることの出来るものであるとの歡慮である。さて國運は如何にして幸運に回轉すべきか。そのことは次の段に明示せられてある。

戰後、日、尙、淺く、庶政、益々、更張ヲ要ス

更張とは、更は、改也、代也、とある字で、悪しきことを改め善きことを張る義である。琴瑟もその絃が弛んでは調子は亂れる。國家も庶政が弛廢しては治るものではない。

い。方今、我國の綱紀は弛廢しては居らぬ。併ながらかの世界の強國と稱せられし露國と戦ひ國資を盡し民力を極めしことは容易のことでない。そこで海陸軍をはじめ、庶事の政務に至るまで大に更張せねばならぬ。との御主意であると拜察する。中央に地方に政務を執りて指導誘掖の任にあり、自治の局に當りて地方の發達に盡瘁しつゝある官公吏の方々は、よく聖意の存する所を奉躰して、匪勉精勵その奉行を期せられつゝありと云ふは誠に喜ぶべきことである。古諺に曰ふ勝つては益兎の緒を緊めなければならぬ。神武天皇の詔に『戰勝ちて驕らざるは良き軍の君也』と詔らせ賜ひしが如く、戰捷の餘榮を荷なう。陛下の忠良たる臣民は大に注意せねばならぬ時である。この一節は、國運發展の一として官紀の緊肅を促し給うたのであると拜察する。

宜シク、上下、心ヲ一ニシ、

明治元年三月十四日の五個條の御誓文の第二に、『上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フベシ』と宣らせられてある。其他の詔勅にも『官民一致セヨ』とも、また『其徳ヲ一ニセシ』とも宣らせられて有る。斯くも一々 陛下に於かせられては、民心の一致せんことを望ませ給ふにも關らず、若しも國民の心が一つにならぬとすれば、實に恐懼の至ではないか。舉國一致の精神は近くは支那にも露國にも打勝つた。實に國家として重要なことである。況して教育勅語に『我臣民、克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、コレ我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。』と宣らせられてあるが如く、人民の心が一致團結して、わが國體の美を濟したとすれば、益々この美を加へ、彌々この美を保つ爲に民心の一致を圖らねばならぬ。一致は勝ち、不一致は破るゝは世の古今を問はず、國の東西を論せず。一般の通

理である。官民各々意志を疏通し國家の爲めに上下合体して聖慮に副ひ奉らむことを心掛くべきことである。二人同レ心其利斷レ金とさへ云ふを况んや五千万人の心を一にするに於てをやである。

忠實、業ニ服シ、

忠とは、内にその心を盡して、欺かず貳はず誠の限りを竭すを云ふ。猶云は、誠直なる中心を其まゝ披瀝して身心を極むるを忠と云ふのである。實と云ふ字は、誠也、充也、滿也とありて、充實之謂美とも貌言、華也、至言、實也とも、心有主則實、實則外患不能入』ともある。即ち、天賦の良心が身体に充ちて活動するを忠實と云ふのである。業とは政治するものを云ふ。人には夫々の業務と云ふものがある。人類が國家を組織して居る以上は、上 陛下より下人民に至るまで必その業務に服す

る義務がある。天祖天神の「此人、タレヨヘル國ヲ修理固成セヨ」と詔らせられし御神勅は、人類の生活上如何なる人種といへども服膺せざるべからざる万世不磨の教訓である。凡て、業務に服するには忠實でなければならぬ。忠實にして倦厭するの心なく、其業にあたる時は、必ず整治することが出来る。そこで、業に忠實なる時は愉快なる趣味が起る。自己の業に満足して自己の業を樂とし、自己の業の爲に寢食を忘れると云ふまで面白みを持てば、必ずその業は成功するのである。茲に例に申すは甚恐入つた次第であるが 陛下の御製夏日の御述懐に「まつりごと、出て聞くまは、斯くばかり、あつき日なりと、思はざりしを」と詠ませ給へるは、恐くも國民を愛撫し給ふ大御心の厚く大座ますあまりに、万機の政を見行す間は、炎天の暑さをも忘れ遊されたことを詠ませ給うた御歌と拜察する。如何に 陛下が天職を盡し給ふに忠實

に御熱心にたはしますかはこの一首の御製を拜誦しても恐察せらるゝではないか。學生が讀書する時に他事が耳に聞ゆ、目に入るやうではその書は熟解せられて居らぬが如く、職を務むるにも専念不亂以てその事に従はねばその職は身に着かぬ。寒暑や苦樂が覺ゆるゝやうでは、その妙境に入つて居るのではない。況して戦後を受けし國民としては、一日の安を偷むものや、一人の無頼漢があつてはならぬ。二十億の國債は我々五千万人の頭に割當て四拾圓宛の負擔となる、一戸五人の家族ある家には貳百圓の負債が有る道理である。實に安閑として居るべき時ではない。

勤儉、産ヲ治メ、

勤儉とはつとめつゝまやかにすること、勤とは篤厚にして力行すること、人にこの勤といふことが甚必要である。儉は、節儉、儉約などつく字で、華奢に流るゝこ

とや、贅澤に亘たることを節略すること、亂れたるものを包み治むる如くするをつまやかにすると云ふのである。そこで、儉徳は人に於ける最必要なる美德である。唐人も以儉失之者鮮矣とも儉約なれば憂患至らないとも云つて居る。そう云ふ美德である儉約も、節度を誤る時は最も賤むべき吝嗇となる。即ち節畧すべからざる尋常の部分をも節略すると云ふやうなことに陥いつては、人道に缺けることとなる。仍て程度分限と云ふことは大に注意せねばならぬ。其身分に應じては、二頭立の馬車に乗るのも、金時計を持つのも金剛石の飾を付くるのも驕にはならぬが、また身の分限によりては急がぬ路ならば人力車に乗つてもならぬ。祝日でも絹着物を着てもならぬものもある。そこで其の分限に應じてそれくに處せねばならぬ。晩酌の酒も分限に應じて飲むべく、肉も分限に應じて食ふべしである。滋養をまで節畧しては業務に煩勞

することは出来ぬ。そこで、消極的の儉約をなしては退歩するのみで、退歩は聖意に悖る。日進の大勢に伴ひ、大に進み、世界の競争場裡に立つて敗北せぬやうにするには飲食の節度を守り、身体を強壯にし元氣を活潑にし意志を強剛にせねばならぬ。儉徳とは衣食言行其他一切のことに節度を守りて身を處するの徳である。然るに、金錢衣食にのみ儉にして終に支出すべき公費を怠り交際を斷ち、祭典費を拒み、祖先に對する禮を失ひ、甚しきは自己生活上必要の食をまで節するが如き消極の方針をとりて、最賤しむべき吝に陥るものがあるが、これらは無教育なる小人のなす處、大に注意せねばならぬことである。内務大臣の訓示にも「奢侈の風を戒め、儉素の風を奨むると共に一面進んで殖産興業を盛にし、勤勞の風を興し、醇厚の俗を養ひ、人心を作興するの道を講じ、斯くの如くにして、其矯むべきは之を矯め、興すべきは之を興

し、積極消極其一に偏せず物質精神並び進みて、以て宇内の大勢に應じ、文明の恩澤に均霑せんことを勉めざるべからず』とある。誠にこの通である。産とは業に服して成り出たる物品を云ふ。孟子に無恒産者無恒心とある。財産が人にも國にも必要なるものなることは今更申すまでもない。我國は軍事も學術も衛生も、さはど他の列國と大差はないが、國民の富の程度に於ては甚低い。紐育市の一ヶ年の豫算は參億壹千貳百萬圓である。一市の豫算が我國費の半額であるとは甚耻しい次第である。日進の大勢に伴はんとするには、この富の程度を大に進めねばならぬ。

惟レ信、惟レ義、醇厚、俗ヲ成シ、

信とは疑ふことなく、違ふことなくして、其身を献して其實を驗すを云ふ。義とは裁制事物一使各宜なりとも、己之威儀也ともありて、他人に對しては自己の人格を保

つと共に、他の威儀をも善く存立せしめ、双方を適宜ならしむるを云ふ。義戰と云へば正道に仗る戰なり。義倉、義井など云ふ時は衆と共に各その宜きを受くるなり。義士、義婦と云は、人道の至行を盡せしなり。而して各々その裁制に従ひ、双方義を以て相並び立つものゝ如きを、義父、義兄など云ふ。轉じて外より入り來れるものを、義髮、義欄など云ひ、衆物を合したるものを義酒、義墨など云ふ。これらにて義の字の義を知るべきである。醇は厚也、不澆酒也、などある字で人情の醇厚なるを云ふ。俗とは俗之言續也、轉相習也、とも上所化曰風下所習曰俗などある字で、甲の風儀を見て乙習ひ、丙に傳へ、丁に及すが如く、續々相習ふを俗と云ふのである。草の風に靡くが如く醇き信義が、國民の風俗となるやうにと 陛下の思召す所以のものは人には最仁義が大切なものであるからである。よく云ふ談であるが、論語に子貢が政

治をなすことを孔子に問うた。處が孔子の答に、兵を足らし、食を足らし信義を重すべしと答へた、處がこの三つを同時に行ふことの出来ぬ時は何を先に捨つべきかと子貢が問うた、孔子答て曰ふに、已を得ざれば兵を捨つべしと、子貢また曰く、食信同時に行ふ能はざる時は如何、と問ふた、處が孔子が食を捨てよ、民、信なくんば立たず、と答へたことが記してある。これに依つても信義の大切なることを知るべきである。殊に今日は殊更外國と友誼を厚うすべき時であるから、約束に背かぬこと、虚偽を云はざること、義理を重んずべきことに、最注意すべきことである。國家に於ける信義は車輪に於ける油のやうなものである。信義なき國民では國家の運轉は出来ぬ。抑、己が國民の祖先は仁義敦厚の君子國と外人より稱揚せられ、仁義醇厚俗をなしてこの國体の精華を作つたのである。さう云ふ人々の子孫でありながら、歐州各國にて

は嚴重に守られて居る信用道徳に及ばぬとしては、祖先に對して面目がない次第である。聖武天皇の詔に「冀將淳風俗能成人善習禮於未識防亂於未然」とあるが、今上陛下の御慮も即ちこの御主意と拜察する。

華ヲ去リ、實ニ就キ、荒怠、相誠メ、

去華就實は漢書に、荒怠は書經に見えて居る。荒は四殺不并謂之荒とも、また大也、ともある字で大にすさみ怠ることを荒怠と云ふのである。社會が、華奢に流れ、民心が荒怠では、國家は衰運に傾くのである。いづれの國家でも滅亡する前には人民が大に倦怠し浮華に流れるのである。そこで國家を安全にして眞の福利を得んとならば、華美を去りて實事に就き、國民相互に警戒し合はねばならぬ。抑かゝる詔書を賜はることに至つたに附ては、國民たるもの恐懼の至ではないか。虚榮心に浮かれ、投機心

に耽けり、或は家を桃山式に造るとか、髪を元祿に結ぶとか、半襟や、下駄に金玉を以てするとか、華奢で風をなして居りはせぬか。又、薄志弱行の徒多く、華嚴病とか出及龜式とか、自然主義とか、墮落や淫奔で俗をなしては居らぬか。實にこの状態は國家の爲に不祥なる徵候である。仍て婦人は婦人同志、學生は學生同志、商人は商人同志、吏員は吏員同志、それ／＼相誠めて、實事を主としその分々に勤めねばならぬ。陛下の御製に『世の中は、高き賤き、ほゞ／＼に、身をつくすこそ、勉めなりけれ』とある、誠にそのほゞ／＼に身を效さむことに心掛ねばならぬ。

自彊、息マサルベシ

易經に天行健、君子以自彊不息、とあり。彊は、勝也とも堅也とも自勝之謂彊とも無所屈撓也とも抑之使然曰彊ともまた勉也ともある。しひてつとむることである。

息は止也、絶也、とある。自彊不息とは強剛堅忍なる精神を以て、天行の息まざるが如く勉めて怠ることなきを云ふ。人は自彊心がなくては事業を成遂ぐることは出来ぬ。薄志弱行の輩は事の中道に於て挫折する。華嚴の瀧や淺間の噴火口に身を投ずる徒は大凡この類である。陛下の御製に『石だ／＼み、堅きとりても、いくさ人、身をすて、こそ、うち碎きけれ』と詠ませ給ひし如く、難攻不落と云ひし旅順の要塞も斃れて止むの決心が破碎したのである。又御製に『山を抜く、人の力も、敷島の、大和心ぞ、もどゐなるべき』とあるが如く、不撓不屈の雄々しき日本魂がなくてはならぬ。古人の歌にも『憂き事の、なほ此上につもれかし、心ある身の、力ためさむ』の意志を以て万事に當れば如何なる辛苦艱難に處しても愉快に感せられることである。

さて上の『宜シク云々』よりこの『息マサルベシ』までが一段で、この一段の御主意は、

上下心を一致して忠實に其業に服し、よく勤めよく儉にして家産を治め、互に信義を守りて醇厚なる風俗をなし、着實にして華奢を止め、共々に荒怠ぬやう相誡めて、壯剛堅實なる志操を以て、飽く迄もこの主旨を遂行して息むこと勿れとの聖意と拜察する。斯く自強不息の精神を以て官民一途にこの聖旨を奉行すれば、我國運の伸暢發展は期して待つべしである。國運が進張發展して始めて文明の福利は確實に享けらるることが出来る。

然るに、近時社會の狀態は、物質的進歩に伴ひ動もすれば驕傲奢侈その風を爲さんとするの傾向がある。虚榮僥倖その俗を爲さんとする趨勢である。この詔書は、この世局に對して御軫念遊さるゝ餘りに、一般臣民の心得べき要義を宣諭し給ひしものとするれば、吾々臣民は誠に感激恐懼の至である。どうかして及ぶだけの力を盡して、この

御主意を國民一般に知らしめたいのである。小松原文部大臣の訓示に「忠孝を重じ、信義を尙び、勤儉事に従ひ、忠實業に服し、華を去り實に就くは、我日本民族固有の特性にして、實に國民の性格たり、時勢の變遷に従ひ國民の風、尙自ら推移せるものありと雖、此の國民の性格は古來一貫、毫も渝ることなく、此の特性の發揮は既往に於て我國体の美を濟し、國史の粹を作れり、今日の國民が國家に對する重大なる責任を盡さんと欲せば、將來に於ても、尙一層、此の性格を涵養せざるべからず、而して、此國民の性格を涵養するもの、主として之を教育に待たずんばならず」とあるは、最よく云ひ盡されてある。教育者の任もまた重哉である。

抑、我、神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、

祖宗の字は、祖ハ始テ受レ命也、宗者流派所レ出曰レ宗とも祖始也、始受レ命也、宗尊也、有レ徳

有レ行也、などあり。古語拾遺に、天照大神者、惟祖惟宗、尊無二因、自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗、とあるが如く、大御神は己が國体を樹て、皇基を定め玉ひし惟祖惟宗に坐しませり。大御神の遺訓を紹述し給へる歴代天皇も宗にてたはしますことは勿論なれども主と大御神を指して祖宗と申し給へるものと心得へ奉るべきである。明治九年十二月伊勢神宮に大勳章奉安の勅に『之ヲ祖宗ノ廟ニ納メ永ク國家ノ型典トス』とあるにて承知すべきである。猶、皇祖又は祖宗とのり給ひし古き例は、神武天皇の詔に『我皇祖之靈也自天降鑒云々』崇神天皇の詔に『我皇祖諸天皇等光臨宸極(中略)當聿遵皇祖之趾云々』元明天皇の詔に『賴祖宗之遺慶(海内安靜云々)』孝明天皇文久二年の詔に『萬民欲墜塗炭朕深憂之仰祖祖宗伏愧蒼生云々』明治元年改元詔に『幸賴祖宗之靈祗承鴻緒云々』などある。遺訓と

は、神皇の垂れ給ふ大御言を申す。殊に天照大御神の『豊葦原千五百秋瑞穂國者、是吾子孫可王之地也』爾皇孫宣就而治焉行矣、寶祚之隆、當與天壤、無窮者矣、と宣り給ひし神勅は、實に己が國体の基礎で、最神聖なるものである、我々臣民の祖先はこの神勅を國土安堵詔と稱へて、旦夕奉戴服膺し子々孫々相受け相守りて現今に至つたのである。古來、我國民の性格として天皇を尊崇するの念、甚厚く、従つて宣り下し給ふ大御言は、神聖にして違ふべからざるものとして遵奉し來つたのである。陛下の御製に『國民は、一つ心に、守りけり、遠つ御祖の、神の訓を』と詠せ給ひしは、卅七八年役に舉國一致を以て戦争に従事せしことを見行はしての御製と拜承して居るが皇裔神孫たる我々國民の血管中には、忠勇なる祖先の血が通ひつゝ、有るから國家の一大事と云ふ時には、知らず知らず皇祖の遺訓を奉行するのである。この御製に『遠つ

御祖の神の訓を』と宣らせ給へるは即ち皇祖の遺訓の御事である。歴代天皇の國家の安泰を望み玉ひ、國民を愛撫し給ひし詔勅も、勿論神聖なるものなれども、特に皇祖大御神の神勅を神聖にして、國民は日夕遵守せねばならぬのである。

我、光輝アル、國史ノ、成跡トハ、炳トシテ、日星ノ如シ」

國史ノ成跡とは年代の經歷するまゝに成したる史上の事迹である。實に我が國史は現在の今日に至り來りてありくとして光輝を放つて居る。史籍を披けばこの國体を擁護して今日の精華あるに至らしめた跡が燦然として、光を放つて居る。抑この光輝ある歴史の跡は誰が胎したのか。謹で憲法發布の勅語を拜するに「惟フニ我が祖、我が宗ハ、臣民祖先ノ協力、輔翼ニ倚リ、帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ、我が神聖ナル祖宗ノ威徳ト、並ニ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝

アル國史ノ成跡ヲ胎シタルナリ。』とある。斯く宣らせ給へる叡慮のほどを奉察すれば恐懼の至である。また名譽ある國民ではないか。思ふてこゝに至れば責任の至大至重なる、寒中背に汗の流るゝを覺ゆるのである。何れの國家にも國史はあるが、わが國の歴史はそのまゝ國民の修身教科書である。大にしては國家の經營より、小にしては勸善懲惡に至るまで、皆この中に示されてある。その國の歴史がそのまゝ國民の修身書となる國は、我國の外にはない。これが光輝のある所以である。外國の歴史には禪讓放伐が書いて有るから、其國民がそのまゝその國史に習ひて之を操返す時は、その國家の基礎は瓦解することゝなる。明朝の忠臣、清朝の忠臣ではない。この邊はわが國民たるものはよく心得て置かねばならぬ。炳は明也、著也、光也とある字で、この一節は神聖なる祖宗の御遺訓と光輝ある國史の成跡とは、明なること日星の如く、

一點の欠點、暗黒なる部分は無いとの御主意と奉察せらるゝのである。

寔ニ、克ク、恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サバ、國運、發展ノ本、近クスニアリ」

恪は敬也、恭也、謹也などある字で、謹で守ることを恪守と云ふ。淬は火箱に焔ともかきて、説文に堅ニ刀及ニ也、師古曰謂ニ燒而内ニ水中ニ以堅ニ之也とある如く、刀劍を作る時に鍔を火に燒き清水に入れて堅く鍛錬することを云ふ。文選や白氏文集の古訓にこの字をニラグと訓んで居る。ニラグとは熟練の義である。またヤキバともある。燒刃を附くるよしの訓である。礪は砥の荒きものを云ふ。氷の如き名刀に仕上げるまでに、鍛錬琢磨の工を経なければならぬ。至誠貫天と云ふが如き赤誠は、心膽を燒刃を附くるが如く鍛錬し琢磨したる後に於て得らるゝのである。輸は盡也とある字で物を運び送るが如くに心力を致し盡すを云ふ。國運發展ノ本、本とは根本の義末に對す、

如何に自彊不息の精神を以て業を勵み産を積みても、國民が皇祖の遺訓と國史の成迹とを恪守せずして、之を忘るゝ時は、わが國家の安泰は期せられぬ。否追々に破毀せらるゝに至るのである。近クスにありの御語によく注意すべきである。

さてこの一段は、皇祖皇宗の遺し給へる明訓と、列聖を奉じて臣民の祖先らの胎したる國史の成迹とを、趾み誤つことなく誠によく謹守して練磨したる赤誠を輸し盡したるならば、國運の發展は他に求むるには及ばぬ、近クこゝにありと教示し給ふたのである。前段に於て官民一致して業務に服し、家産を修め、仁義、質實の風をなし、堅忍不動の精神を以て事に従へよと詔り給ひしは物質的國運進張の道を示し給ひしにてこゝにて精神的發展が本なることを教へ給ひしものと恐察し奉る。如何に物質的國家は富強に至つても、精神的國家が貧弱では國家の展發は六ヶしい。卅七八年役に、物

質的富強なりし露國に打勝つたは、我國民特有の大和魂と云ふ精神が大に活用したからで有つたとは内外國民が承認して居る所である。實に精神的國家の富強は、頼しいものである。國家にはこの物質と精神との二つが鳥の兩翼、車の兩輪の如くで、其一つを失うては存立せぬのである。上に『文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ國運ノ發展ニ須ツ』と詔らせ玉ひ、こゝにその發展すべき道を詳細に明示し給ふ。あゝ弘大なる哉聖旨。去廿二年憲法發布の時の御告文に『世局ノ進運ニ膺リ、人文ノ發達ニ從ヒ、宜シク、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徹ニシ云々』とのらせ給ひしと併せ拜承して聖旨のある處を察し奉るべきである。

朕ハ、方今、世局ニ、處シ、我、忠良ナル、臣民ノ、協賛ニ倚藉シテ、

世局とは世と云ふと同じ。倚藉の藉は借也とある字で倚藉とはよりかることである。

二十二年五月の詔にも『忠愍鎮密ニ倚藉セズンバアラス』また二十三年三月の御告文に『皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハナシ』ともある。戦後目下の時世に處するに我忠義順良なる國民の協同の力に倚り、贊成の心を借りてとの御意である。陛下の御謙徳誠に恐入る次第である。

維新ノ、皇猷ヲ、恢弘シ、

維新は、これあらたで詩經にある語で、皇室の御衰替を挽回せられ王政復古を行はれしを云ふ。皇は大也、弘也、とある。猷は以道而謀也、また圖也、また道也、順ニ大道ニ以詰ニ天下衆國などある字で、天下の正理正道に順つて計畫することを猷と云ふのである。即ち維新の皇猷とは、明治元年三月十四日を以て陛下躬ら南殿に出御し給ひ群臣百官を率ゐて、五個條の御誓文と皇祖天神地祇に奉られて、わが國是を定め

給ひし雄大無邊なる御計圖を申されたのである。この深遠弘大なる御雄圖が天地神明に震撼し、國民の精神を鼓舞し、終に四十年間にして一大長足の進歩をなし、世界の
 大勢に伴ひ、福利を共にすることを得るに至つたのである。我國が僅かに四十年間に
 して彼が數百年の時日を費して得し處の文明の域に至り、世界の一等國に列せしは、
 外人の舌を巻いて驚嘆するも尤のことであるが、是れは決して偶然の結果ではない。
 如斯き英邁神武にます 陛下の皇猷に原因したのであることを承知すべきである。恢
 弘シとは恢も弘も大レ之也とありて、維新の際の皇猷、即ち五ヶ條の御主意を擴張し
 て國家を富強にし、皇基を振起せむとの思召である。謹で明治詔勅集を拜誦するに
 陛下の御主旨の始終一貫にますもの、皆この御誓文に違はせられざらむを欲し給ひ、
 この御主旨を布演し給ふの叡慮にたはしますと察せ奉らるゝである。斯く申すは甚恐

入つた次第であるが、この御詔書の如きも、維新の皇猷を恢弘しと宣らせられてある
 にも知るべきである。そこでこの詔書は平素 陛下の思召す御事を戦後の時局に必
 要上國民の心得方を御示遊したまでのことである。かく御誓文は聖世の一大基礎であ
 るから御誓文と有栖川總裁宮殿下の御答申とは朝夕暗誦し奉り眷々服膺して實踐躬行
 するに勤むべきことである。

祖宗ノ、威徳ヲ、對揚センコトヲ、庶幾フ

對は當也、答也、揚也、などある字で、その責に任じ當りて發揚することを對揚と申
 すのである。謹で思ふに歴代天皇は祖宗の威徳を失墜せざらんことを御心に掛けさせ
 られ、いかでかして顯彰發揚し給はんと思召さるゝので有る。神武天皇の詔に「恭臨ニ
 寶位ニ以鎮ニ元々」上則答ニ乾靈授レ國之徳」下則弘ニ皇孫養レ正之心」とあるも、孝明天皇

の詔に「仰止祖宗」のり給ひしも、明治二年政治始めの詔に「先皇ノ緒ヲ墜サシコトヲ之懼ル。」と仰せられしも近くは日本海大海戦の際に東郷大將に下し賜ひし勅語に「祖宗ノ神靈ニ對フルコトヲ得ルヲ懼フ」と宣らせ給ひしも皆その御主意である。先祖を敬崇し血統を尊重するの念、最厚きは、わが大和民族の特性である。吾々は祖先の遺体を以て祖先の遺業を修むるのであるから、祖先の名を墜し、祖先の家を廢するやうのことは祖先の神靈に對することは出来ぬ。陛下の天職を重んじ給ふ如く吾々もその職業を重じ勤儉産を治むれば一家一身を誤るやうなことは決してないので、やがて陛下の思召に協ふのである。

さて上の「朕ハ方今世局ニ處シ云々」より以下この一段の御主意は、戦後國力は弊れ、人心は驕奢に流れつゝある。この世局に處しては我が忠良なる國民の賛成に倚り、協力に借りて維新の時に際し未曾有の變革を爲んとして天地神明に誓ひ大に國是を定め人民保全の道を立てし皇猷を弘張し、益國家の康福を増進し、皇祖の威靈に對へ聖徳を揚げて帝國の光榮を四海に輝かしめ、丕基を永遠に鞏固ならしむることを庶幾ふとの御意と拜察する。陛下の御製に「きたひたる、劍の光、いちじるく、世に輝かせ、我軍人」また「益ら雄に、旗を授づけて、思ふ哉、日の本の、名を耀かすべく」と詠ませ給へるを見ても、いかに國威を揚げんことを思はし給ふかを拜察するがよい。

爾、臣民、其レ、克ク、朕ガ、旨ヲ体セヨ」

体とは其主旨を我身に受けこみて我が體とするの意である。

さてこの詔書の御主意の程はその万一を奉察してかつく上に謹述した。あまり長講となるから又他日更に布演し奉ることになして茲には再び申しませぬが、この世局に

關して、時勢の所要を盡して詔書を垂れさせられし事については、大に茲に絶叫せざることを得ざることもある。それは外のことではない。廿七八年役の戦後に於ては三國關陟のことありて、屍の山を築き、血の川を流して、占領せし遼東半島を支那に還附することとなり、露國はその旅順港を經營して軍港となすに至つた。このことは走卒兒童も切齒扼腕したことで、即ち廿七八年の戦後の國民は臥薪嘗膽であつたのである。そこで戦捷の餘威に狎れると云ふやうなことは更になかつた。その結果は三十七八年の有史以來の海に陸に大戰を開き終に捷を奏したのである。今回はどうである。世界の強國を撃退したといふ事で、天下に敵するものはないの考となつて、志士はポルツマフスの講和を以て我國力の微薄なるを憤慨しても居るが、一般のものは戦捷の餘榮に酔ひ、奢侈放縱業に荒み、輕佻浮薄俗をなすに至らんとするの有狀である。何

れの國でも戦捷の餘榮に狎れて、驕に長じた國は、皆、同一轍の運命に陥つて居る。秦の如き、希臘の如き、羅馬の如き、覇を天下に唱へたけれども、今は僅かに古の強大を追懷するのみに至つて居るのは、奢侈に耽つたからである。驕る平家は久しからずとは常に誰も云ふ所である。そこで日本の將來を憂ひ給ひて、この詔書を下し賜つたので、現に目下の狀勢を見れば、轉、寒心すべきことがある。仍て我々國民は大に覺悟をなして時弊を匡正せんと思召す大御心に違はざらんことに努力せねばならぬ。廿七八年役の後は、臥薪嘗膽で良結果を收めたが、卅七八年役の後は臥薪嘗膽に代ふるにこの詔書の實行を以てせねば忌々しき國家の大事に至るのである。臥薪嘗膽の苦よりも自彊息まざる克己心を以て事を處する事と、淬礪の誠を輸して神訓を恪守することゝが六ヶしいことである。臥薪嘗膽の苦よりも六ヶしいことを以て之に處せざれ

ば、この戦後のことは甚安心が出来ぬ。仍て官民一致してこの詔書實行に努力せんことを、各村町夫々團結して、その町村の神明に誓約するがまいと思ふ。維新の皇猷は陛下躬ら人民に先立ち給ひて天地神明に誓ひ給ふたのである。この皇猷の恩澤によりて今日戦捷の餘榮に大平を樂む臣民は陛下に對し奉りて聖旨に違はざらむことを神祇に誓ひ奉るは、最、適切の事であると思ふ。かくまでなして御主意を奉行する時は、後日また一天好果を収め得て國光を輝し聖慮を安じ奉ることが出来ると思ふのである。

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

古の詔書式は公式令に委しく見えて居るが、現今の御手續は公文式によつて奉察する

に、御名は陛下の御親ら御書き遊さるゝので御璽は内大臣之を尙藏し御親署遊されし後に同大臣に於て鈴せらるゝのと拜察する。詔勅法律勅令、勅任官の辭令書には御璽を鈴せらるゝので、國書、條約御批准、勳記等には國璽を鈴せらるゝのである。

前件は廣島縣神職大會 詔書奉讀式の後即ち十二月九日謹述せしものなり。今口語の筆記を印刷することゝす。倉卒のことにて、杜撰、曲解、或は、聖旨に悖りたるむを恐る。これ不肖の及ざる罪のみ、謹んで敬意を表す。

明治四十二年十二月十日

賀 茂 百 樹

附録

詔書の大意を謹述せし後に、宮廷臣僚の爲に勅諭を煥發せられ、ついで最近の御製を拜承することを得た。仍ていさゝか之に一言を述べ奉りて、本、詔書大意の及ばざる所を補ふことゝす。

左の勅諭は田中宮内大臣を御前に召させられて下し賜ひしものである。田中大臣には十九日午前十時徳大寺侍従長以下省中の方々を宮中南溜の間召集し勅諭を捧讀し且つ厚く訓達せられたることである。

勅諭

朕曩日詔ヲ下シ臣民ノ嚮フ所ヲ知ラシム今ヤ國運ノ趨勢ニ從ヒ宮廷各般ノ費途亦之ニ伴フモノアリ宜シク華ヲ去リ實ニ就キ淬礪心ヲ盡シ規畫スル所アルベシ

皇室財政ノ收支固ヨリ限定アリ供需其ノ途ヲ謬ラズシテ收支豫算ノ金額ヲ確定シ萬已ムヲ得ザルニアラザレバ其ノ範圍ヲ超越スルヲ許サズ
宮廷ノ臣僚夫レ克ク此ノ旨ヲ體シ協力シテ諸般ノ規模ヲ革新シ皇室財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ國家戦後ノ經營ト相須チテ施設ノ全キヲ期セヨ

明治四十一年十二月十八日

謹で察するに、曩に十月十三日を以て詔書を下して戦後の所要を盡して一般國民の嚮ふ所を知らしめられ、人心漸く實を去つて華に奔らんとするの危きを未然に戒め給ひ今又更に宮廷の臣僚にこの勅を垂れ給ひ、皇室の財政に關し、費途の規畫を諭し給ふこれ先に宣り給ひしものを、先づ御躬、實踐せさせ給ふの大御心に大坐しますのであ

る。この勅諭は旨と宮廷の臣僚に給ふたのではあるも、各官衙一般國民も大御心の有る所を拜察して各自に警めねばならぬ。

私に承るに、皇室費は現今參百万圓と定められたるも、隆々たる世の發達に伴うて、この額では不足するやのよしで曾て宮内大臣には増額の議を奏請せられたそうなる。然るに、陛下にたかせられては今の時に當つて國民の負擔を重からしむべからずと更に御探許あらせられざりしとのことで有る。陛下の御儉徳は今更事新らしく申すも恐懼の次第であるからこゝには申さぬ。

御製三首大意

世は安く、治りぬきて、人皆の、緩ぶ心そあたになるべき、

人皆とは皆の人と云ふと同じ、國民を指し給へるのである。○緩ぶ心とは荒び怠る心を云ふ、方今の華美を好み奢侈に流れて居る世の状態をさして、のり給ふたのである。

○わだになるべき、わだとは徒にて脆く果なくして無用なることを云ふ、無用なるものは却て害毒をなすものである、

一首の御主意は、永く東洋を覆ひし雲霧は三十七八年役以來晴れ渡りて世は太平に治つた、これで安心であるとして戰捷の餘榮に酔ひてわが國民の心は大に緩んで來たが、さてもく、それではその緩んだ心が却つつまらぬ事となつて國家の前途に一大事を惹起すに至るべし、それでは大變であるから、その緩怠だ國民の心を引き緊めて戒めねばならぬ、』その御主意の御製であると恐察し奉るのである。

こもすれば、浮き立ち易き、世の人の、心の塵を、いかで拂はむし

一首の御主意は、浮華、奢侈、怠慢などは人の眞の心ではない、それは眞の心を覆ふ塵埃である、この浮立ち易い國民の心の上の塵を拂ひ捨てねば國運は衰退することであるから、是非拂ひ捨てねばならぬ、しかし、どうしたら拂はれるもので有らうか』

と憂慮遊された御製と恐察し奉るのである。

鏡の、的射し人も、有るものを貫き通せ、大和心を、

鏡の、的射し人とは、的臣盾人宿禰を指し給ふたのである。日本書紀によるに仁徳天皇の十二年に高麗國より使を遣して鏡盾と鏡的を貢獻した、此頃高麗は旺盛にして威勢を振つて居つた、新羅・百濟の如きも威服せられて居つたらしい、應神天皇の御世に高麗王敎日本帝王と云ふ表を獻つた、ところが以言廻下曰敎とある敎令する表は受けぬとて皇太子菟道稚子尊が怒られて引破られたこともある、さう云ふ様な猛威を振ひし高麗であるから、かゝる武器を貢獻して皇國の伎倆を窺ひ、無禮にも新羅百濟同様になさうと思つたらしい、仁徳天皇には此意をよく御承知で有つたから其鏡的鏡盾を持參せし高麗の使を朝廷に召して宴を賜ひ、群臣を集めて、かの使の前で鏡的鏡盾を射せしめられ、わが武威を示された、群臣、交るゝ射たが中にも、盾人

宿禰が見事鏡的を射通した、さすが傲慢なる高麗の使も、その巧妙なるを見て畏怖して起つて朝拜したとある、仁徳天皇には大に面目を施したるを喜し賜ひてこの人に「鏡的」の臣盾人宿禰と云ふ名を賜ふたのである。的をいくはと云ふは令射喰よしの名である。○大和心とは日本民族がその民族を愛する心の盛なるが爲め發揮する所の特性を云ふのである。皇祖の遺訓を奉じ祖先の遺風を顯彰し質素朴直高潔にして斃れて止むの精神がわが國民の特性である。さて一首の御主意は鏡的的は容易の丹精では射通さるゝものではないが、その鏡的を射通した人さへあるのに、今や我國は戦後日尚淺く創痕未だ癒はざるに、戦捷の餘威になれて奢侈荒怠風をなして居る、斯くの如くにては、國家の前途は憂慮せらるゝである。わが忠良なる人民よ、此際汝らが特性なる日本心を貫き通してこの戦後に處

し、大に國運發展の道をはかれよ』との御主意なりと恐察し奉るのである。

さて上の三首の御歌を拜誦して、諸君は如何に感せられたか、實に我々は恐懼に堪へぬ次第ではないか、親の心を知らぬ子供に似ては居りはせぬか、斯く人民を思召し給ふ大御心より、十月十三日に、詔書を煥發遊ばされたのと恐察すれば、聖恩の無量なるに感泣せずには置かれぬ、宜しくこの大御心を汲み奉りて、我々臣民たるものは心を緩べぬやうに心掛ねばならぬ、流れ易い奢侈を去りて、己が心を磨きて塵埃に汚さぬやうにせねばならぬ、そうして鎮的を射通す計の勇氣を以て、御主意を奉体し勤勉力行せねばならぬ、貫き徹せと仰せらるゝ御命令には決して背かれぬのである。

附記かく述べ來りて御主意を誤ることあらんを恐る更に謹みて敬意を表し奉る。

百樹再識

(よれま讀を誤正のこす必はのもゝるま讀を書本)

正誤 ○一ページ三行目に、公文式によるに上諭を以て云々、四十八ページ末行に、公文式によつて奉察するに云々と述べしは甚疎忽であつた、公文式は四十年一月卅一日を以て廢せられ、同日勅令第六號を以て公式令を發せられてある、其の第一條に「皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス」第二條に「文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣誥セザルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス、勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス」とありこれにて詔書と勅書との差あること、及び公布の御手續とも知らるべし、○二ページ八行目に、新聞紙などにこの詔書のことを成申詔書と申して居るものが有るが云々と述べしも甚誤つた、内務省に於てはこの詔書を他の詔書と區別する爲に成申詔書と稱することゝ定められて各地方廳に通牒せられてあつたのであつた、右の二件は後に心付きたれば茲に大にその疎忽を謝するのである、この外文字の誤植もあれどもこれらは凡て第二版の際に訂正することゝすべし、

中華民國二十二年一月十日

THE
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W
X
Y
Z